順序	手続項目	提出先 受領相手	備　考	様　式	条　例 （施行規則）
1	事前協議書の提出	猪名川町へ	・事前協議書　書類作成要領に基づき作成すること。 ・提出部数　事前協議書及び添付書類の提出部数　正本１部コピー８部（副本+各課分）	事前協議書 （様式第９号）	第 30 条 （第 46．48・50 条）
２	周辺説明の実施	周辺住民 （地域住民）へ	・自治会の長と説明方法や日時を協議し決定すること。 ・自治会の長と協議した結果、説明会以外の方法で周辺説明を行う場合は、その旨を計画説明実施報告書に記載すること。 ・開発計画の説明及び規則第 23 条第２項各号に規定する下記の事項を十分に理解されるよう説明しなければならない。 ■開発計画の概要に関する事項 o 開発事業区域の位置、形状、及び面積 o 建築物の用途、規模、構造等 o 建築物の開発事業区域における位置及び周囲の建築物の位置 o 公共施設等の施工計画 o 造成計画 o 工事期間、工法、作業時間及び工事車両の運行計画 o その他町長が必要と認める事項 ■開発台帳の公開に関する事項 ■その他、町長が必要と認める事項	―	第 31 条 （第 51・52 条）
３	計画説明実施報告書の提出	猪名川町へ	・周辺説明を行ったときは、速やかに計画説明実施報告書を提出すること。 ※計画説明実施報告書の第２面に記載する項目・内容 ■開発計画の概要に関する事項 o 開発事業区域の位置、形状、及び面積 o 建築物の用途、規模、構造等 o 建築物の開発事業区域における位置及び周囲の建築物の位置 o 公共施設等の施工計画 o 造成計画 o 工事期間、工法、作業時間及び工事車両の運行計画 o その他町長が必要と認める事項 ■開発台帳の公開に関する事項 ■その他、町長が必要と認める事項 【添付書類】 〇周辺住民範囲図 〇説明に使用した図書 〇その他、町長が認める図書 ・提出部数　各１部	計画説明実施報告書 （様式第 14 号）	第 32 条 （第 53 条）
4	事前協議指導事項通知書の受領	猪名川町より	―	―	第 30 条第３項 （第 47 条第１項）
5	事前協議指導事項回答書の提出	猪名川町へ	・事前協議指導事項通知書の内容を十分に理解した上で回答すること。 ・指導事項に対し、具体的な回答を行うこと。 ・提出部数　正本１部コピー８部	事前協議指導事項回答書 （様式第 19 号）	第 33 条 （第 34 条）

※事前協議書の提出後速やかに、都町政策課窓口で開発事業の台帳の閲覧を開始します。

※事前協議の標準処理期間は「猪名川町開発事業の手続等に関する条例」第 30 条第８項の規定により下表のとおりです。

小規模開発事業	20 日